

1月4日、議場にて起こった金銭の授受について

1月4日、議場にて、村松三千雄議員が私に対し、「前進山梨の会からです、自由に使ってください」と言われ、封筒を差し出しました。中身は紙幣であることが明白であったため、受け取るわけにはまいりません。と拒否しました。

以上 報告いたします。

令和5年6月12日 公明党 小池伸吾

躍進会の見解

令和5年1月4日の新年互例会終了後の後、議場での受け取りはなかったとの記憶でしたが、情報確認したところ、議場では封筒を渡されただけであり、内容確認を廊下にて行ったところ、「前進・やまなしの会」から、事務的経費として使って欲しいという趣旨での話でした。事務的とはいえ、何に活用していいか判断に迷っているところであり、会派の皆さんと相談するつもりでいましたが、その後、村松議員から電話にて、先の現金については、回収させていただきたい旨の連絡があり、自宅の方に返しに行きました。返済期日については何時頃であったかは記憶にないところであります。

以上 報告いたします。

令和5年6月12日 躍進会 野中 國幹

議場における金品の受け渡しについての経緯

令和5年6月12日 村松三千雄

- 長崎山梨県知事を支援する組織を、県内の市町村有志議員により「前進やまなしの会」を設立。南アルプス市議会より16名が会員とし参加。10月下旬より活動を始め、12月の下旬より市内支部の連絡所に間借りしてきました。
- 今年の1月3日に「前進やまなしの会」より、事務所の経費として6万円を受領。領収書には、支部代表村松三千雄で名目は「家賃」と明記し、当日「前進やまなしの会」事務所に提出しました。
- 16名の会員の皆様の活発な活動に、私の独断で6万円のうち、5万円を一人約3千円相当に振り分け、翌日の1月4日新年互例会の開催前に、議場において各グループ代表に政治活動費として、使い方は各グループにお任せします。領収書は私が一括して切っていますので要りませんと付け加え手渡しさせていただいたが、公明党グループ小池代表は受け取りませんでした。
- 2~3日後に、「前進やまなしの会」から頂いたお金の一部1万円を、市内の連絡所に事務所経費として、領収書は私が一括して切っていますので要りませんと言いました。
- 私の新政南アルプス会派は7人で、会に参加したのは6名のため、私の預かりとした。また、公明党グループに渡す予定の分も私が預かっていました。
- 1~2日後だったと思いますが、未来創政の会グループ矢崎代表から受け取った金を返却するとの電話があり、1月中旬に郵便書留で返金されてきました。
- 返却の電話があった後、私がとった軽率な行動を反省し、躍進会グループ野中代表に、未来創政の会グループから返却の旨を伝え、渡したお金をお返し願いたいと申し上げ、即、返却していただきました。
- 1月中旬に、私のグループのお金と返却して頂いた全額を、市内連絡所に渡しました。
- 4月の初めごろ飯野議長より、議場で金品を配ったことの実関係の説明を求められ、一連の経緯を説明しました。
- その後、議長室で議長より口頭による厳重注意を受け、謝罪するとともに、重く受け止めさせていただきます。
- 5月9日の議会運営委員会で 謝罪と経緯について発言をお願いしたが、矢崎議員の強い反対により発言が出来ませんでした。
- 5月31日の全員協議会で、経過と謝罪を行い質問も受けました。

<南アルプス市議会支部からの参加者 16名>

保坂 健	飯野 多恵子	三枝 守和	戸栗 淳	三木 充	有野 一成
花輪 幸長	村松 三千雄	野中 國幹	北村 千代子	矢崎 俊秀	小池伸吾
飯野 久	齊藤 諭	齊藤 博明	河野 木綿子		

以上

未来創政の会が受けた一方的で受け取る意思のない現金配布と返却の事実経過

1月4日、午後1時30分から行われた市幹部と市議の新年互礼会場である議場で、村松三千雄議員が私達の会派に対して、封筒入りの現金7000円を一方的に配布してきた。配布時に村松三千雄議員は「領収書は不要」「なんにでも使って良い」と説明があった。問題のある現金配布があまりにも突然のことで呆気にとられていたが、村松三千雄議員が再度私のところにきて公明党が受領を辞退したのでと言い、公明党配布分の一部である現金3000円を裸のまま私に追加して渡して来た。私は会場で返却しようとしたが新年互礼会が始まる定刻になったので無用な混乱を避けるため新年互礼会終了後に返却とすることにした。

新年互礼会が終了するのを待って神聖な議場でのやり取りを避けるため廊下で村松三千雄議員にこの現金は受理出来ない旨伝えたが、村松三千雄議員は返されても困ると押し問答の様相になった。(返されても困るとの発言は何を意味するのか不明)この時廊下には市職員が多数いたことからそれ以上の問答は控え、廊下で返しても、後日「返した」「返さない」の水掛論を避けるため、現金の返却の客観的証の措置を講じることが必要であることから、また、現金は会派宛にあるので未来創政の会の構成議員である斉藤諭議員と、現金配布を一方的に押し付けられたことについて、現金配布当日に直ちに協議した。協議内容は、この現金配布においてその用途目的が「何でも良いとした点」や、「領収書を不要」としたことから公職選挙法等における実費弁償に該当しない金品の配布行為の違法性や、他市の後援会への拡大の可能性などについて協議した。そのうえで、返却の証の措置を講じる必要があるため書留郵便で返却することとした。その後、私が体調不良のため返却のための添え書き文書(短い文書であるがどの様な内容にするか何度か迷ったことから)作成に時間を要したが、令和5年1月12日に甲府市役所内郵便局から書留郵便で郵送した。以上が、村松三千雄議員が新年互礼会会場で行った現金配布の事実経過の報告であります。

なお、この事実経過は1月4日の一方的な現金配布から書留郵便で返却した1月12日までの事実をその都度記録していた。また、正副議長に議会で真相解明することを要請した3月の要請書のやり取りなど議会の自浄作用を発揮すべきことを時系列で、会派で概ね纏めていたものをこの度整理し報告書としたことから、事実において正確性のある報告書であることも市民の皆様にお伝えすることが重要と考えた事から、敢えてこのなお書きの一文を末尾に記しました。

令和5年6月12日 未来創政の会

代表 矢崎俊秀

斉藤諭